五十七　高効率配線設備（440ボルト及び254ボルトの公称電圧で負荷機器に電気を供給するための配線設備をいう。）

五十八　高効率圧縮機（圧縮機のうち、インバータ方式によりロータの回転数の制御を行うものであって、日本工業規格B8340に規定する方法により測定した50パーセント負荷時の圧縮機効率が80パーセント以上のものに限る。）

5に次の1号を加える。

四　電気自動車専用の急速充電設備（電気自動車に充電するための設備であって、交流電流を直流電流に整流する機構及び電気自動車に搭載した蓄電池の充電を制御する機構を有するものに限る。）

○経済産業省告示第五十五号

自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）第十六条第一項第一号、第三号及び第五号ただし書の規定に基づき、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数並びに一競輪施行者当たりの年間開催回数を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

一　一競輪場当たりの年間開催回数及び年間開催日数

競輪場名	年間開催回数	年間開催日数
函館	十二回	五十八日
青森	十二回	五十八日
いわき平	十二回	五十八日
弥彦	十二回	五十八日
前橋	十二回	五十八日
取手	十二回	五十八日
宇都宮	十二回	五十八日
大宮	十二回	五十八日
西武園	十二回	五十八日
京王閣	十二回	五十八日
立川	十二回	五十八日
松戸	十二回	五十八日
川崎	十一回	五十二日
千葉	十二回	五十八日
平塚	十二回	五十八日
小田原	十三回	五十九日
伊東温泉	十二回	五十八日
静岡	十二回	五十八日
一宮	十二回	五十八日
名古屋	十二回	五十八日
岐阜	十二回	五十八日
大垣	十二回	五十八日
豊橋	十二回	五十八日
富山	十二回	五十八日
松阪	十二回	五十八日
四日市	十二回	五十八日
福井	十二回	五十八日
奈良	十二回	五十八日
京都向日町	十二回	五十八日
和歌山	八回	四十六日
岸和田	十二回	五十八日
玉野	十二回	五十八日
広島	十二回	五十八日
防府	十三回	六十日
高松	十二回	五十八日
観音寺	十二回	三十七日
小松島	十二回	三十七日
高知	十三回	五十八日
松山	十三回	六十日
小倉	十八回	七十六日
久留米	十二回	五十八日
武雄	十二回	五十八日
佐世保	十二回	五十八日
別府	十三回	六十四日
熊本	十二回	五十八日

二　一競輪施行者当たりの年間開催回数

競輪施行者名	年間開催回数
函館市	十二回
青森市	十二回
いわき市	十二回
弥彦村	十二回
前橋市	十二回
茨城県	十二回
取手市	一回
宇都宮市	十二回
埼玉県	二十四回
東京都十一市競輪事業組合	十二回
立川市	十二回
松戸市	十二回
千葉市	十二回
神奈川県競輪組合	三回
川崎市	十回
平塚市	十二回
藤沢市	二回
小田原市	十一回
伊東市	十二回
静岡市	十二回
一宮市	十二回
名古屋競輪組合	十二回
岐阜市	十二回
大垣市	十二回
豊橋市	十二回
富山市	十二回
松阪市	十二回
四日市市	十二回
福井市	十二回
奈良県	十二回
京都府	十二回
和歌山県	八回
岸和田市	十二回
玉野市	十二回
広島市	十二回
防府市	十三回
高松市	十二回